



Title	中世カスティーリャ・レオン王国都市法の婚姻規定：同意・婚姻贈与・婚約解消を中心に
Author(s)	駒村, 幸
Citation	Estudios Hispánicos. 2009, 33, p. 133-151
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97992
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中世カスティーリャ・レオン王国^{フエロ}都市法の婚姻規定 —同意・婚姻贈与・婚約解消を中心に—

駒 村 幸

0. はじめに

11世紀頃からヨーロッパの各地において、いわゆる「中世都市の成立」や「商業の復活」と呼ばれる現象が見られるなか、イベリア半島北部もその例外ではなく同様の現象を経験した。カスティーリャ・レオン王国では、レオン、サアグン、サンティアゴ・デ・コンポステラ、ブルゴスなどのサンティアゴ巡礼路沿いの諸都市が、巡礼活動の活発化を背景に、商業と手工業を経済基盤として発展を遂げた。12世紀にはサラマンカ、アビラ、セゴビア、クエンカ、グアダラハラなどのドゥエロ川以南の北部メセタ地域の諸都市が、農牧業を経済基盤に発展した。13世紀には、アンダルシア・ベティカとムルシアの征服により、イスラム教徒の支配下で発展したコルドバ、セビーリャ、ハエン、ムルシアなどの大都市が、カスティーリャ・レオン王国の都市としてあらためて組み入れられた。

このように、カスティーリャ・レオン王国の諸都市は、成立時期や入植者構成、地理的条件はもとよりレコンキスタの進捗状況によってもその性格を異としており、その差異は個々の都市法にも大きく反映されていると言える¹。

都市自治体の形成期に付与された都市法は、自治体組織や領主と住民の関係、住民の権利や義務のほか、に、刑罰や共有地の使用に関する規定を盛り込んでいたが、条項数は少なく規定内容も個別のかつ限定的であったため「簡易都市法」と呼ばれた。簡易都市法は都市の法システムを構成する一要素にすぎず、レオン王国地域やトレド周辺では、西ゴート王国滅亡後も共通法として受け継がれていた『西ゴート統一法典 *Liber Iudiciorum*』もしくはその私的改訂版と言うべき『俗西ゴート法典』といった成文法と補完関係にあった。また、トレド周辺を除くカスティーリャ王国地域では、西ゴート時代の成文法の伝統が希薄で、簡易都市法は不文法である慣習法や判例法によって

1 カスティーリャ王国の都市区分については、大内一、「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観」、*Estudios Hispánicos*, 21, ps. 73-74 および大内一・染田秀藤・立石博高、『もうひとつのスペイン史 中近世の国家と社会』、同朋舎出版、1994, ps. 33-34を参照。

補完されていた²。しかし、12世紀末頃以降、増加する王権による法的介入から都市固有の法システムを保護するため、不文法であった慣習法や判例法を成文化し、それと簡易都市法および諸特権等を都市社会の現状に即して整理した「拡大都市法」が編纂されるようになった。都市の法システムを体現すべく編纂された拡大都市法は、簡易都市法と比較して条項数が格段に多く体系的で、新たに植民された都市にその法規範として移植されることも多く見られた。起源を同じくする複数の都市法はいわゆる「法家族」を形成し、なかでも「クエンカ都市法の法家族」(クエンカ、プラセンシア、ベハル、バエサ、イスナトラフ、アルカサル-アラルコン、アルカラス)と「コリア都市法の法家族」(コリア、カセレス、ウサグレ)が代表的である³。

レコンキスタおよび再植民活動の過程で生じた都市がそれぞれに固有の都市法を享受するという状況、言わば王国内の「法のモザイク」状態は、歴代国王にとって克服すべき課題であった。1230年にカスティーリャ王国とレオン王国の恒久統合を果たしたフェルナンド3世(在位 カスティーリャ王 1217-52年、レオン王 1230-52年)によるトレドとアンダルシアおよびムルシアの諸都市への『フエロ・フスゴ』の付与は、地域は限定されるものの、都市法の一元化を目指す意図の表れに他ならない⁴。また、13世紀半ば以降のアルフォンソ10世(在位 1252-84年)による『フエロ・レアル』⁵の付与は、「都市法をもたない、あるいは満足すべき都市法をもたない都市」を対象に、すなわち王国内のすべての都市自治体を視野に入れて漸次行われたが⁶、これ

2 Tomás y Valiente, F.; *Manual de Historia del Derecho Español*, Madrid, 4ª ed., 2007, ps. 147-149.
3 *Ibid.*, ps. 150-153.

4 『フエロ・フスゴ』は、レオン王国地域やイスラム支配下のキリスト教徒(モサラベ)に受け継がれていた「俗西ゴート法」の一つをカスティーリャ語に翻訳したものである。『フエロ・フスゴ』が付与された主な都市はトレド(1222年)、コルドバ(1241年)、カルタヘナ(1246年)、セビーリャ(1250年)、カルモナ(1252年)、アリカンテ(1252年)などである。

5 『フエロ・レアル』は、『西ゴート統一法典』をモデルにして編纂されたが、ほかにも都市法やローマ法の要素も取り入れられたと言われている。Tomás y Valiente, F.; *Manual de Historia...*, p. 164. 山田信彦; 『スペイン法の歴史』、彩流社、1992年、ps. 130-131.

6 ガルシア＝ガリョ; 「スペイン法制史序説(下)」(堀浩訳)、『神戸法学雑誌』37巻3号、1987年、p. 645。『フエロ・レアル』が個別の都市法として付与された都市は以下のとおりである。アギラル・デ・カンボオ、サアグン(ともに1255年)、ブルゴス、ソリア、セゴビア、アビラ、アラルコン、アルカラス、ペニャフィエル(以上1256年)、タラベラ(1257年)、ベハル、エスカロナ(両方とも1261年)、グアダラハラ、プラセンシア、マドリード(いずれも1262年)、ニエブラ(1263年)、バリャドリッド、クエンカ(ともに1265年)、ビトリア、アラバ、プリビエスカ(いずれも1266年以降)など。なおトマス・バリエンテは、『フエロ・レアル』は「付与された」というよりは「押し付けられた」と言うほうが適切であると述べている。Tomás y Valiente, F.; *Manual de Historia...*, p. 164.

は王国内の都市法の一元化の実現を図ったものである。

『フエロ・フスゴ』と『フエロ・レアル』は国王立法の所産であり、都市自治体によるある程度主体的な編纂活動の結果生じたものではないが、11-13世紀の都市法と同時代の都市法として実際に機能したあるいは機能することを期待された点で、本稿の言及対象とすべき存在である。

本稿は、主に11-13世紀の間に成立した様々な都市法の婚姻規定に着目し、その相互比較をとおしてその地域的差異を、前時代の『俗西ゴート法典』等との比較をとおしてその内容変遷を確認するとともに、そこに現れる特徴を分析・考察するものである。

1. 『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』、『フエロ・レアル』の婚姻規定

本章は、11-13世紀の都市法の婚姻規定を分析するにあたり、『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』および『フエロ・レアル』を取り上げつつ、都市法にとって基層的な役割を果たしたと考えられる西ゴート時代の婚姻に関する法的伝統を、同意、婚姻贈与、婚約解消の3点について確認するものである。『俗西ゴート法典』は、西ゴート王国滅亡後もイベリア半島の各地、特にレオン王国地域やトレド周辺で概念的な共通法として一定の効力を有していたとされる『西ゴート統一法典』の私的改訂版の一つであり、都市法にとってもっとも卑近な西ゴート法である。『フエロ・フスゴ』はその「俗西ゴート法」をカスティーリャ語に翻訳したものであり、再植民の過程のなかでアンダルシアやムルシアの諸都市に都市法として付与されている。両者はともに12編580以上の条文から成り、婚姻に関する規定は第3編に収められている。『フエロ・レアル』は、13世紀中頃に『西ゴート統一法典』をモデルにアルフォンソ10世が編纂し既存の都市法に代わる新たな法規範とすべく諸都市に付与したものである。4編約550の条文で構成され、その数多くの規定に西ゴート法の影響が確認されている。婚姻規定は第3編に収められている。

1-1 同意

女性が初婚の場合、西ゴート法の伝統を色濃く受け継ぐ『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』では、父権に由来して通常女性の父親が配偶者選択権を持ち、父親がすでに死亡している場合には寡婦である母親が、母親も死亡もしくは再婚している場合には成人に達している長兄が、成人の兄弟もいな

い場合には父方の伯父が同意権者と規定された⁷。また『フエロ・レアル』では、25歳以下の女性の結婚に両親の同意が義務づけられ、両親が死亡している場合には兄弟が、兄弟がいない場合には最近親者が同意権者とされた⁸。上述の三法典に共通して、同意のない結婚は禁止され、これに反する者は相続権を剥奪された⁹。さらに『フエロ・レアル』では、贖罪金100マラベディーを支払ったうえ「敵」として追放された¹⁰。もっとも、『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』は、父親の同意のない結婚を認めていなかったのに対し、『フエロ・レアル』は同意権者である両親のうち片親だけが結婚に同意した場合でも、その親の財産に限り相続を認めていた¹¹。また、『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』、『フエロ・レアル』ともに、女性の兄弟が配偶者決択権を持つ場合、他の親族と相談のうえ女性が選んだ結婚相手を3度まで拒否することが可能であったが、それ以降その女性は兄弟の同意を得ずに結婚しても相続権を失うことはないと言われた¹²。同様に、寡婦は再婚する際同意権者の同意は必要とはされず、唯一夫の死後1年間の服喪期間を遵守しなければならなかった¹³。しかし、待婚期間が過ぎれば寡婦は自ら選んだ適齢の男性と結婚することができた。『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』、『フエロ・レアル』ともに結婚の強要を禁止するが、前二者は同意権者の意思とともに婚姻当事者の婚姻の意思を言及するものの、事実上同意権者の意思を重視するのに対し、『フエロ・レアル』は同意権者が婚姻当事者であ

7 Forum Judicum 3-1-7 y 8: Scott, S. P.; *The Visigothic Code (Forum Judicum)*, Boston, 1910. Fuero Juzgo 3-1-7 y 8: Real Academia Española; *Fuero Juzgo o Libro de los Jueces*, Madrid, (Edición Facsímil, Valladolid, 1980), 1815, ps. 48-49. 姪の配偶者決択権を持つ伯父は、姪と同じ身分の男性が結婚を申し込んだ場合、親族の総意を汲むために他の親族と協議しなければならなかった。

8 Fuero Real 3-1-6 y 14: Martínez Díez, G. (ed. y análisis crítico); *Leyes de Alfonso X, II*, Fuero Real, Ávila, 1988, ps. 300 y 303-304. 26歳以上の女性は、両親が生存していても、相応の男性であれば自由に配偶者を選ぶことが認められた。

9 Forum Judicum 3-2-8, Fuero Juzgo 3-2-8 (ps. 51-52) y Fuero Real 3-1-5 y 14 (ps. 300 y 303-304).

10 Fuero Real 3-1-5 y 14 (ps. 300 y 303-304). 贖罪金100マラベディーは国王と女性の同意権者が折半した。

11 Forum Judicum 3-2-8, Fuero Juzgo 3-2-8 (ps. 51-52) y Fuero Real 3-1-5 (p. 300).

12 Forum Judicum 3-1-9, Fuero Juzgo 3-1-9 (p. 49) y Fuero Real 3-1-2 (ps. 298-299). 兄弟がより相応しい結婚相手を探していたために拒否していたにもかかわらず、4度目の拒否以降に自身より身分の低い男性と結婚した場合には、女性は両親の財産の相続権を失うとされた。

13 Forum Judicum 3-1-5 y 3-2-1, Fuero Juzgo 3-1-4 y 3-2-1 (ps. 46-47 y 50) y Fuero Real 3-1-13 (p. 303). 国王の命令により再婚する場合を除き、服喪期間に再婚した寡婦は財産刑に処され、所有財産の半分を没収された。財産刑により寡婦が失った財産は、亡夫との間に子供がいる場合その子供が、子供がいない場合には亡夫の最近親者が受け取った。

る女性に結婚を強要することを禁止して、女性の意思を尊重する傾向にある¹⁴。

1-2 婚姻贈与

婚姻関係を結ぶにあたり当事者間で行なわれた贈与のうち、『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』および『フエロ・レアル』において規定の対象となったのは、男性婚約者から女性婚約者に贈られる婿資である。婿資の上限は3者ともに男性の所有財産の10分の1とされ¹⁵、婚礼が実施されるより前に女性側に贈与されるべきものと規定された。もともと、婚姻成立後の1年間は婿資以外の贈与を禁止するとの規定もあることから、婿資の後払いが実際には認められていたと考えられる¹⁶。そして、『フエロ・レアル』では、婿資を婚礼より前に支払えない男性に対して、後に婿資を支払う旨を女性婚約者に約束することを条件にその支払いの延期を明確に認めている¹⁷。

1-3 婚約解消

『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』および『フエロ・レアル』において、婚姻当事者は原則として婚約の履行義務を負うとされた。もともと、双方の合意により婚約は解消可能であった。また、婚約者の死亡、婚約者の修道誓願¹⁸および女性婚約者の不貞行為¹⁹も正当な解消事由とされた。『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』は、女性婚約者の法的身分を妻のそれと同等

14 Forum Judicum 3-3-1, 2 y 9 [女性が誘拐された場合], 3-3-11 [第三者が女性に結婚するよう唆す場合] y 3-4-14 [不定行為を強要され、また強姦された場合]. Fuero Juzgo 3-3-1, 2, 9, 11 y 3-4-14 (ps. 52-54 y 58). Fuero Real 4-10-8 (p. 443). 『フエロ・レアル』は、禁止規定に反して女性に結婚を強要する者に贖罪金100マラベディの支払いを命じ、その贖罪金を国王と女性が折半した。

15 Forum Judicum 3-1-6, Fuero Juzgo 3-1-6 (ps. 47-48) y Fuero Real 3-2-1 (p. 305). 『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』では、婿資以外の副次的贈与として、1000ソリドゥス(『フエロ・フスゴ』では100スエルド)相当の装飾品あるいは馬20頭と、奴隷の男女各10名が女性側へ贈与された。

16 Forum Judicum 3-1-6, Fuero Juzgo 3-1-6 (ps. 47-48) y Fuero Real 3-12-3 (p. 354). 『フエロ・レアル』は婿資や副次的贈与の支払い期限を子供の誕生までと定めたが、婿資の授受が婚約の成立要件の一つと見なす『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』では、支払い期限に関する規定が確認されない。

17 Fuero Real 3-2-2 (p. 306).

18 Forum Judicum 3-6-3, Fuero Juzgo 3-6-3 (p. 64) y Fuero Real 3-1-9 (ps. 301-302).

19 Forum Judicum 3-4-2, Fuero Juzgo 3-4-2 (p. 55) y Fuero Real 4-7-2 y 3 (ps. 432-433). 女性婚約者が不貞行為を犯した事実が証明された場合、相手の男性とともに、奴隷として元婚約者の男性の自由裁量下に置かれた。不貞を犯した男女は地位とともに財産も失い、各々に子供がいる場合子供がその財産を相続したが、子供がいない場合には元婚約者のものとなった。

と見なし²⁰、婚約を不当に解消する者を厳しく罰しているが²¹、『フエロ・レアル』は婚約者の間に肉体関係が生じる以前であれば婚約解消は可能であるという見解を示している²²。婚約者の死亡による婚約解消の場合の財産の帰属に関して、『俗西ゴート法典』は、女性婚約者が死亡した場合、男性婚約者に故人からの贈与物をすべて返還するよう義務づけるのみであるのに対し、『フエロ・フスゴ』は、女性婚約者が死亡した場合、男性婚約者に故人からの贈与物をすべて返還するよう義務づけたうえに、男性婚約者が死亡した場合には、すでに接吻が交わされていたのであれば、故人からの贈与物を故人の相続人と折半し、接吻が交わされていない場合にはすべて故人の相続人へ返却するよう女性婚約者に命じている²³。『フエロ・レアル』は、男性婚約者が亡くなった場合、すでに接吻が交わされていたのであれば、女性婚約者は故人からの婿資以外の贈与物を故人の相続人と折半し、さらに肉体関係を結んでいた場合には婿資も受け取ることができると規定し、また女性婚約者死亡の場合、肉体関係がある場合に限り、男性婚約者は故人からの贈与物をすべて所有することを認めている²⁴。『フエロ・フスゴ』と『フエロ・レアル』は共に「ley del ósculo (接吻制)」(接吻の有無に基づき男性からの贈与物の帰属が決定する)を採用している点で共通している。もっとも、『フエロ・フスゴ』は接吻を婚姻の部分的な完結と見なすのに対し、『フエロ・レアル』は婚約を確固たるものにする象徴と捉え、さらに後者では肉体関係は婚約の完遂を意味したと考えられる²⁵。

2. 都市法の婚姻規定

本章では、カスティリーヤ・レオン王国の諸都市法の婚姻規定について、前章との比較を前提に、同意、婚姻贈与、婚約解消に関する内容を確認するものである。

20 Dillard, H.; *La mujer en la Reconquista*, Madrid, 1993, p. 76.

21 Forum Judicum 3-6-3 y Fuero Juzgo 3-6-3 (p. 64). 男性婚約者が婚約破棄する場合、婿資はすべて女性婚約者のものとなり、笞刑(公衆の面前で200回)と斬髪刑、もしくは永久追放刑に処され、場合によっては元婚約者の自由裁量下に置かれることもあった。

22 Fuero Real 3-1-10 (p. 302).

23 Fuero Juzgo 3-1-5 (p. 47).

24 Fuero Real 3-2-5 (p. 307). すなわち、男性婚約者が死亡した場合、接吻も交わさず肉体関係も結んでいなければ、故人からの贈り物はすべて故人の相続人へ返還され、接吻を交わしたものの肉体関係がない場合は、婿資は故人の相続人に帰するが婿資以外の贈与物の半分は女性婚約者の所有となる。そして、接吻も肉体関係もある場合には、婿資もそれ以外の贈与物の半分も女性婚約者のものとなる。

25 Bermejo Castriello, M. A.; *Parentesco, matrimonio, propiedad y herencia en la Castilla Altomedieval*, Madrid, 1996, ps. 186-187 y Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 79.

2-1 同意

婚姻成立過程の始まりである結婚の申し込みは、通常男性側から女性の親族に対して行われ、婚姻関係を結ぶには両親もしくは親族の同意が必要とされた。これは、結婚の際の財産分与で父方・母方の親族が関わる不動産を相続する場合があり、親族全体の利益を保護する必要があったからである²⁶。カスティーリャ王国の諸都市法では、男性の結婚に際する親族の同意についての言及がなく、女性だけが同意の規定の対象となっていた²⁷。

両親もしくは親族の同意を女性の結婚要件と見なす規定は、12世紀半ば以前の都市法では確認されていないが²⁸、12世紀半ば以降のアストゥリアス地域やドウエロ川以南の地域の都市法において確認され、初婚女性のみを対象としている。親族の中で誰の同意が必要とされたのか、同意の主体を明確に示さない都市法もあるなか、クエンカ都市法の法家族やウクレス、メディナセリ、グアダラハラ、ブリウエガ、フエンテス、ソリタの都市法では両親が同意権者として明記され²⁹、父方・母方双方の家系の利害を代表する存在として、父親だけでなく母親も娘の配偶者決択に積極的に関与していた³⁰。一方、アストゥリアス地域のオビエドやアビレス都市法は同意権者を「女性の親族または友人」と記すにとどめ³¹、片親もしくは両親がすでに死亡している女性の結婚を想定するコリア都市法の法家族や13世紀半ば以降のアルカラ

26 Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 65-66.

27 モンタノス・フェリンによれば、イベリア半島において両親もしくは親族の同意を男性の結婚要件と見なす都市法は、バルセロナ伯ラモン・ベレンゲル付与のダロカ都市法（1142年）とポルトガルのシントラ都市法のみである。そして、ダロカ都市法は両親を同意権者としている。Montanos Ferrín, E.; *La Familia en la Alta Edad Media Española*, Pamplona, 1980, ps. 33-34. F. Daroca 28: Muñoz y Romero, T. (coord.); *Colección de fueros municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra*, I, Madrid, 1847, p. 537.

28 セプルベダとグアダラハラでは、ともに13世紀以降の都市法で同意に関する規定が確認されるものの、1076年セプルベダ都市法と1133年グアダラハラ都市法にはその規定は確認されない。F. Sepúlveda (1076) y F. Guadalajara (1133): Muñoz y Romero, T.; *Colección de fueros...*, ps. 281-286 y 507-511.

29 F. Cuenca 13-9: Valmaña Vicente, A. (introd., trad. y notas); *El Fuero de Cuenca* (2ª ed.), Tarancón, 1978, p. 127. F. Plasencia 66: Majada Neila, J.; *Fuero de Plasencia Introducción-Transcripción- Vocabulario*, Salamanca, 1986, p. 34. F. Baeza 320: Roudil, J.; *El Fuero de Baeza Edición, Estudio y Vocabulario*, La Haya, 1962, p. 117. F. Béjar 404, F. Iznatoraf 321, Fs. Alarcón-Alcázar 300, F. Alcaraz 4-96, F. Uclés (1179), F. Medinaceli, F. Guadalajara (1219) 82, F. Brihuega 217, F. Fuentes 116 y F. Zorita 315 citados por García Ulecia, A.; *Los factores de diferenciación entre las personas en los fueros de la Extremadura Castellano-Aragonesa*, Sevilla, 1975, ps. 271-272. 両親の意見は重要視され、たとえ他の親族が反対したとしても両親が賛成すれば婚姻は成立した。

30 Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 62.

31 F. Oviedo (1145) 25 y F. Avilés (1155) 25 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 62. 女

都市法も、亡親の親族の同意を得るように規定し、同意権者を明確に示していない³²。特定はできないものの、いずれにせよ、亡夫（亡妻）の親族に相談することなく娘の結婚を許可する寡婦（寡夫）や、他方の親族の許可を得ずに女性を結婚させる親族には贖罪金の支払いを命じ、コリア、カセレスならびにセプルベダの都市法は、そのうえ「敵」宣言をして追放刑に処している³³。そして、同意権者の意に反して結婚する女性は、当然のことながら嚴罰の対象となり、カスティーリヤ王国内には相続権の剥奪を命じる都市法（ブルゴス、メディナセリ、グアダラハラ、プリウエガ、フエンテス、コリア都市法の法家族、アルカラ、セプルベダ）³⁴と、相続権剥奪のうえ「敵」として追放を定める都市法（クエンカ都市法の法家族とソリタ、ウクレス都市法）³⁵がある。

このように女性の初婚に関して厳しく規定する都市法が多いなか、女性の再婚に言及する都市法は少ない。古くは1017年のレオン都市法が規定し、主にレオン王国地域に寡婦の再婚に関して規定する都市法が存在するが、親族との相談を勧めるものの親族の同意を再婚要件とはせず、親族との相談なく再婚してもそれを理由に罰するものではない³⁶。ただし、寡婦は再婚に際し

性と同居する友人も親族と見なされ、友人が親族に代わり女性の結婚に同意することもあった。Ruiz de la Peña, J. I.; “La condición de la mujer a través de los ordenamientos jurídicos de la Asturias medieval (siglo XII al XIV)”, *Las mujeres en las ciudades medievales. Actas de las terceras jornadas de investigación interdisciplinaria*, Madrid, 1984, p. 62.

- 32 F. Coria 60 y F. Cáceres 68: Sáez, E. (ed.) y Maldonado y Fernández del Torco, J. (estudio histórico-jurídico); *El Fuero de Coria*, Madrid, 1949, ps. 28 y 217. F. Usagre 67: Ureña Smenjaud, R. y Bonilla San Martín, A. (ed.); *El Fuero de Usagre (Siglo XIII)*, anotado con las variantes de Cáceres, Madrid, 1907, p. 25. F. Alcalá de Henares 89: Sánchez, G. (ed. y estudio); *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, Madrid, 1919, p. 291. セプルベダ都市法のみ、同意権者を亡親の親族の中でも、婚姻当事者である女性が死亡した場合に相続人となる者に限定している。F. ext. Sepúlveda 35 y 55: Rafael Gibert, R.; “Estudio histórico-jurídico”, *Los Fueros de Sepúlveda*, Segovia, 1953, ps. 73 y 83. なお、これらの拡大都市法では、両親がともに生存する場合の同意権者を特定することも難しい。
- 33 F. Coria 62 y F. Cáceres 69 (ps. 29 y 217). F. Usagre 67 (p. 25). F. Alcalá de Henares 89 (p. 291). F. ext. Sepúlveda 55 (p. 83). アルカラでは50マラベディー、セプルベダでは8マラベディーと贖罪金の金額が具体的に提示されている。
- 34 Privilegio Burgos: Muñoz y Romero, T.; *Colección de fueros...*, p. 270. F. Medinaceli, F. Guadalajara (1219) 82, F. Brihuega 217 y F. Fuentes 116 citados por García Ulecia, A.; *Los factores de...*, ps. 271-272. F. Coria 60 y F. Cáceres 68 (ps. 28 y 217). F. Usagre 67 (p. 25). F. Alcalá de Henares 89 (p. 291). F. ext. Sepúlveda 55 (p. 83).
- 35 F. Cuenca 13-9 (p. 127). F. Plasencia 66 (p. 34). F. Baeza 320 (p. 117). F. Béjar 404, F. Iznatoraf 321, Fs. Alarcón-Alcázar 300, F. Alcaraz 4-96, F. Zorita 10 y 315 y F. Uclés (1179) 11 citados por García Ulecia, A.; *Los factores de...*, p. 272.
- 36 F. Coria 61 y F. Cáceres 68 (ps. 28 y 217). F. Usagre 67 (p. 25). F. Alcalá de Henares 74 (p. 289).

て夫の死後一年間喪に服する義務を負っており、服喪期間に再婚した寡婦には罰金が科された³⁷。

2-2 婚姻贈与

同意権者である女性の親族が男性側からの結婚の申し込みを受諾すると、当事者は婚姻成立過程の第二段階である婚約へと進んだ。婚約に際して、男性婚約者が口頭もしくは書面により財産の贈与を約束し、財産の授受により婚姻関係成立後の経済的基盤が確立された。女性も親からの相続分を持参することはあったが³⁸、都市法においてもつばら言及されたのは、男性から女性へ贈与される婿資である。特に、慣習に従って男性の所有財産の半分にも達する婿資が贈与されていたカスティーリャ王国地域では、12世紀半ば以降、婿資の増額やそれに伴う不当な争いを防ぎかつ独身男性に可能な限り公平に結婚の機会を与えようと³⁹、婿資の額に上限を設け、規定額以上の授受を禁止する都市法が確認される。

婿資の上限額を初めて規定したのは1154年のモリーナ都市法であり、この都市法は婿資額に関して2つの基準を示している。まず第11章第26条で、す

37 F. Zamora 34, F. Salamanca 213 y F. Ledesma 139: Castro, A. y Onís, F. (eds. y estudios); *Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes*, I, Madrid, 1916, ps. 31, 155 y 241. F. Coria 61 y F. Cáceres 68 (ps. 28 y 217). F. Usagre 67 (p. 25). F. ext. Sepúlveda 59a (p. 85). F. León (1017) 14 citado por Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 64-65. このように寡婦に待婚期間を設けた理由を、ディラードは夫の死後に寡婦の妊娠が判明し生まれた子の父親を明らかにするためと述べる。都市居住者の特権として結婚税*huesas*（領主に結婚の同意を求める際に必要な税）を撤廃し、服喪期間に再婚する寡婦に落胆するものの罰金は科していないレオン都市法を除いて、違反した寡婦に対して、サモラ都市法は亡夫の近親者へ贖罪金100マラベディー支払いを、そしてサラマンカやレデスマ都市法も、亡夫の近親者への贖罪金2マラベディーの支払いと亡夫の遺贈物の返還を命じ、さらに結婚税として2マラベディーを課している。また、コリア、カセレス、ウサグレ都市法は罰金4マラベディーを判事に支払うよう規定し、農夫の寡婦のみを対象とするセプルベダ都市法は、罰金0.5マラベディーもしくは0.5マラベディー相当の羊を治安判事に支払うよう命じている。

38 女性が結婚時に持参した財産は、主に家財道具などの動産で構成され、富裕層では不動産が含まれることもあった。この女性が持参する財産は多くの都市法では個別財産である「嫁入り道具」と見なされ、「嫁資」と捉えられるようになったのは13世紀ローマ法の継受以降である。なお、都市法の中では唯一1235年マドリド都市法が女性から男性への贈与物に関して規定し、初めて「嫁資」について言及したのはアルフォンソ10世期の『七部法典』である。F. Cuenca 9-6 (p. 88). F. Iznotoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 165, F. Alcaraz 3-66 y F. Zorita 177 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 75. F. Madrid 115: Ayuntamiento de Madrid (ed.); *El Fuero de Madrid*, Madrid, 1963, ps. 109-110. Las Siete Partidas, Partida IV, Título XI: Real Academia de la Historia; *Las Siete Partidas del Rey Don Alfonso el Sabio*, III, Madrid, 1972, ps. 62-81.

39 Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 71-72.

すべての女性が婿資20マラベディーを受け取るべきであるとし⁴⁰、あらためて第25章第3条で、初婚者には婿資20マラベディーを、再婚者には10マラベディーと定めて、初婚女性と再婚寡婦に差を設けている⁴¹。その後クエンカ都市法とその法家族や13世紀のグアダラハラ、マドリード、ソリタ、ならびにソリア都市法も初婚女性と再婚寡婦を区別する規定を採用することになるが、これらの都市法ではさらに別の区別、すなわち都市民と属村民の区別を設けている⁴²。これらすべての都市法は、クエンカ都市法の法家族であるイスナトラフ都市法とマドリード都市法を除いて、婿資の額を都市部の初婚女性には20マラベディー、都市の再婚寡婦と属村の初婚女性には10マラベディー、属村の寡婦には5マラベディーと規定する⁴³。そしてイスナトラフ都市法は、都市に住む女性であれば初婚・再婚に関係なく20マラベディーの婿資を贈与するよう命じ⁴⁴、マドリード都市法は、都市部の初婚女性であれば50マラベディー、都市の再婚寡婦と属村の初婚女性であれば25マラベディー、属村民の寡婦であれば15マラベディーと婿資の上限額を他の都市法よりも高く設定し、規定額以上の授受には罰金100マラベディーを科している⁴⁵。

- 40 F. Molina 11-26: Sancho Izquierdo, M. (ed.); *El Fuero de Molina de Aragón*, Madrid, 1916, p. 85. モリーナ都市法のこの規定は後にウクレスとバルデフェルモソ都市法に取り入れられた。F. L. Uclés (1179) 28 y F. Valdefermoso citados por Martínez Gijón, J.; “El régimen económico del matrimonio y el proceso de redacción de los textos de la familia del Fuero de Cuenca”, *A. H. D. E.*, 29, 1959, ps. 54-55.
- 41 F. Molina 25-3 (ps. 127-128). F. Alfambra 39 citado por Martínez Gijón, J.; “El régimen económico...”, ps. 54-55. モリーナ都市法では、初婚女性に対してのみ、婿資のほかにおとう酒40メンスラ、豚1頭、羊7頭、小麦5カイースが贈与された。この基準を取り入れているアラゴン王国のアルファンブラ都市法では、婿資以外の副次的贈与の部分が削除された。なお、初婚女性と再婚寡婦の差別化の理由は明らかではない。初婚の際に受け取った婿資が残っているためではないか、またゲルマン諸部族の慣習であった「朝の贈り物 *morgengabe* (初夜翌朝の贈物)」の概念が継承され、本来の婿資に古い「朝の贈物」が加味されたのではないか、など指摘はさまざまである。Bermejo Castriello, M. A.; *Parentesco*..., p. 188. Martínez Gijón, J.; “El régimen económico...”, ps. 60-61. 芝絃子; 『スペインの社会・家族・心性—中世盛期に源を求めて—』、ミネルヴァ書房、2001、ps. 168 y 172.
- 42 とりわけ国王主導の植民がなされたエストレマドゥーラ地域で、広大な領域を下賜された社会が属村に対して領主的立場をとるようになったため、このような新たな区分が設けられたと考えられる。Bermejo Castriello, M. A.; *Parentesco*..., p. 188. 芝絃子; 『スペインの社会...』、p. 172.
- 43 F. Cuenca 9-1 y 2 (p. 87). F. Plasencia 633 (p. 142). F. Baeza 170-172 (p. 88). F. Béjar 211, Fs. Alarcón-Alcázar 162-164, F. Alcaraz 3-60, 61 y 62, F. Guadalajara (1219) 34 y F. Zorita 172 y 173 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 71 y por Martínez Gijón, J.; “El régimen económico...”, ps. 55-57. F. Soria 288: Sánchez, G.; *Fueros castellanos*..., p. 105.
- 44 F. Iznatoraf 321, véase las notas de Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 273. なお、属村地域の初婚女性と再婚寡婦の婿資額はクエンカ都市法と同額である。
- 45 F. Madrid 115 (ps. 109-110).

また、マドリード都市法⁴⁶を除くこれらの都市法には共通して、婿資の支払い延期を認める規定があり、その大半で婿資支払いの履行を確約する保証人の存在も確認される⁴⁷。婿資の贈与を婚姻成立後も認める都市法のうち、モリーナ都市法とクエンカ都市法の法家族とされるプラセンシア都市法はその贈与期限を婚姻当事者いずれかの死亡までとし、ソリア都市法は配偶者の死亡もしくは子供の誕生までと定めている⁴⁸。ウクレス都市法は、少なくとも婿資の3分の1を式当日に贈与するよう定めるものの、残りの3分の2に関しては結婚式後でも、さらにはいずれかが死亡した後でも可能とし、バルデフェルモソ、ソリタおよびクエンカ都市法の法家族も、配偶者死亡後の婿資の支払いを認めている。ただし、いずれも存命中に婿資の支払い要求がなされていることを条件としている⁴⁹。

このように婿資に上限額を設け、贈与の時期など詳細に規定するドゥエロ川以南のカスティーリャ王国地域の都市法とは対照的に、アストゥリアス地域のオビエドやアビレス都市法、ならびにドゥエロ川以南のレオン王国地域にあるカセレス、ウサグレ都市法は、保証人を立てて婚姻当事者間で合意に達した額の婿資を支払うよう規定し⁵⁰、1250年サラマンカ都市法も婿資に関しては制限を設けていない⁵¹。

2-3 婚約解消

婚約および婚姻関係は、当事者である男女双方の合意に基づいて、もしくはいずれかの死亡により解消されることはあったが、都市法の関心事はもっぱら不当な婚約解消と、死亡による婚約解消の場合の財産の帰属である。13世紀以降のドゥエロ川以南の地域を中心に、婚約を破棄する者に対して贖罪金だけでなく与えた損害の倍額の支払うよう命じて厳しい財産刑を科す都市

46 F. Madrid 115 (ps. 109-110). 婿資を結婚式当日までに贈与するよう示唆する。

47 婿資保証人制度に関する規定は以下のとおりである。F. Cuenca 9-4 (p. 87). F. Plasencia 635 (p. 142). F. Baeza 173 (p. 88). F. Béjar 214 y 215, F. Iznatoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 16 5, F. Alcaraz 3-64, F. Zorita 175, F. Uclés (1179) 28, F. Valdefermoso, F. Oviedo (1145) 25 y F. Avilés (1155) 25 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 70-71 y 77.

48 F. Molina 11-26 (p. 85). F. Plasencia 633 (p. 142). F. Soria 288 (p. 105).

49 F. Cuenca 9-3 (p. 87). F. Baeza 172 (p. 88). F. Uclés (1179) 29, F. Valdefermoso, F. Béjar 213, F. Iznatoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 164, F. Alcaraz 3-62 y F. Zorita 174 citados por Bermejo Castriello, M. A.; *Parentesco...*, p. 186 y por Martínez Gijón, J.; “El régimen económico...”, ps. 61-63.

50 F. Oviedo (1145) 25, F. Avilés (1155) 25 y F. Cáceres 70 citados por Ruiz de la Peña, J. I.; “La condición...”, p. 62 y por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 62. F. Usagre 69 (p. 26).

51 F. Salamanca 211 (p. 154).

法が存在し、贖罪金の額をソリタ都市法は25マラベディー、クエンカ都市法の法家族やソリア、カセレス、ウサグレ都市法は100マラベディーと規定している⁵²。さらに、肉体関係が生じた後の婚約破棄をクエンカ都市法の法家族とソリタ都市法が言及し、ともに贖罪金100マラベディーの支払いを命じたうえに「敵」追放という厳罰を科している⁵³。

一方、婚約者の死亡による婚約解消を規定する都市法は、婚約に際して授受された財産の帰属を明記している。さらに共通して、女性婚約者が死亡する場合、男性婚約者は故人への贈与物すべてを取り戻すことが可能であった⁵⁴。しかし、男性婚約者が死亡した場合の贈与物の帰属の決定基準は都市法により異なっている。例えば、サモラ都市法は、女性婚約者が故人からの贈与物すべてを返却する必要はないとし、プラセンシア都市法も故人の婿資証書に忠実に従うよう規定し⁵⁵、ともに女性婚約者が婿資の分配に与る可能性を示唆している。またソリア都市法は、故人からの副次的贈与が女性婚約者に帰属すると定め、婚姻成立後であれば副次的贈与も婿資も妻の所有物と見なしている⁵⁶。しかし、クエンカ都市法の法家族やソリタ都市法では、女性婚約者は自身が持参した財産（嫁入り道具）を受け取るものの、故人から贈与された婿資に原則として関与することはなく、故人とすでに肉体関係を結んでいる場合には、副次的贈与の衣類を受け取ることが認められた⁵⁷。

52 F. Cuenca 9-4 (p. 87). F. Plasencia 635 (p. 142). F. Baeza 173 (p. 88). F. Soria 289 (ps. 105-106). F. Usagre 69 (p. 26). F. Béjar 214 y 215, F. Iznatoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 165, F. Alcaraz 3-64, F. Zorita 175 y F. Cáceres 70 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 77. 婚約を破棄した者が贖罪金の支払いおよび賠償が不可能な場合、その保証人が代わりに支払わなければならなかった。つまり、婚約破棄をしたのが男性である場合、男性側が立てた婿資の保証人が代弁した。

53 F. Cuenca 9-5 (p. 87). F. Plasencia 635 (p. 142). F. Baeza 174 (p. 88). F. Béjar 215, F. Iznatoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 165, F. Alcaraz 3-63 y F. Zorita 176 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 77. ソリタ都市法では、贖罪金の額は肉体関係が結ばれていない場合の4倍である。

54 Martínez Gijón, J.; “El régimen económico...”, p. 67. F. Soria 294 (ps. 106-107). F. Plasencia 634 (p. 142). F. Cuenca 9-6 (p. 88). F. Baeza 174 (p. 88). F. Béjar 216 y 217, F. Iznatoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 165, F. Alcaraz 3-65, 66 y 67 y F. Zorita 177 y 178 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 77-78.

55 F. Zamora 32 (p. 30). F. Plasencia 634 (p. 142).

56 F. Soria 294 y 297 (ps. 106-108).

57 F. Cuenca 9-6 y 7 (p. 88). F. Baeza 174 (p. 88). F. Béjar 216 y 217, F. Iznatoraf 173, Fs. Alarcón-Alcázar 165, F. Alcaraz 3-65, 66 y 67 y F. Zorita 177 y 178 citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 77-78 y por Martínez Gijón, J.; “El régimen económico...”, p. 67-69.

3. 婚姻規定の特徴

前章では、11-13世紀のカスティーリャ・レオン王国の数多くの都市法の婚姻規定を具体的に確認してきた。本章では、西ゴート法と都市法の関係性、都市法の地域的異動や時代的特徴について、前章と同様に、同意、婚姻贈与、婚約解消の3点から考察するものである。

3-1 同意

- ・都市法の中に同意に関する規定が確認できるのは、カスティーリャ・レオン王国内でレオン王国地域を除く地域である。それらの都市法の中では、同意権者は共通して両親とされている。同意の規定を持たない都市法の地域では、西ゴート王国時代の結婚に関する伝統が機能していると考えられる⁵⁸。
- ・同意権者は、『俗西ゴート法典』と『フエロ・フスゴ』では父親と規定されている。後者については編纂・付与された時代が両親を同意権者とする都市法の成立時期と重なるにもかかわらず父親と規定されているのは、それが『俗西ゴート法典』の翻訳であるからだと考えられる。他方、『西ゴート統一法典』をモデルとして編纂された『フエロ・レアル』では、同意権者が父親ではなく両親となっている。この事実は、同意権者が父親から両親へと移行する傾向を示していると言える。
- ・12世紀半ば以前の都市法では同意に関する規定が確認されないが、12世紀半ば以降の都市法は女性の結婚に関して、両親もしくは親族の同意を要件とし、同意を得ずに結婚した女性に相続権の剥奪、さらには「敵」宣言・追放と厳しく規定する傾向にあり、しかもその対象を初婚の女性に限定している。寡婦の再婚に関する規定自体は12世紀半ば以前から存在するが、親族の同意を再婚要件としなかった⁵⁹。
- ・同意権者については、コリア都市法の法家族とセプルベダ、アルカラ都市法を除いて、大半の都市法が両親を同意権者と明記している。しかし、コリア都市法の法家族とセプルベダ、アルカラ都市法は、同意権者を規定せず、片親もしくは両親がすでに死亡している女性の結婚に関して亡親の親

58 Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 62.

59 同意が必要でなかった理由として、モンタノス・フェリンはすでに一度目の婚姻で親族の同意を得ているからと述べ、ディラードは家長・市民としてさまざまな責任を果たす自立した女性と見なされたからと説明する。Montanos Ferrín, E.; *La Familia en la...*, ps. 45-46 y 55
y Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 64.

族の同意を得るよう規定している⁶⁰。いずれにせよ、ドゥエロ川以南のカスティーリャ王国地域と中央山系以南のレオン王国地域の都市法は、父親を同意権者とする「俗西ゴート法」が有効であった中央山系以北のレオン王国地域とは対照的に、女性の初婚に際して両親もしくは親族の同意を必要とすることで父方・母方双方の利害を考慮する傾向にあると言える⁶¹。

- ・一般に都市法において、結婚に際して親族の利害が考慮されたのに対し、結婚当事者である女性個人の意思は積極的には考慮されていない。唯一、1118年トレドの都市法（後にコルドバやカルタヘナなどのアンダルシアおよびムルシアの諸都市へ付与されることになる）が女性の意思について言及し、女性の両親とともに女性の意に反する結婚の強要を禁止すると規定するだけである⁶²。もっとも、これは女性本人の反対意思に言及するものではなく、同意権者の意思に反する結婚の強要を禁止しているにすぎないと思われる。

3-2 婚姻贈与

- ・婿資の額は、『俗西ゴート法典』では女性婚約者の社会的カテゴリーを問わず男性の所有財産の10分の1と規定されていたのに対し、都市法では、初婚か再婚か、都市民か属村民かの区別に従いそれぞれに上限額を定めていた。そして、婿資額の上昇傾向が確認されるなか、『フエロ・フスゴ』と『フエロ・レアル』ではあらためて上限を設け、男性の所有財産の10分の1と定めている。
- ・婿資の贈与を婚姻要件とする西ゴート法の伝統が強いレオン王国地域の都市法には、婿資の支払いに関する規定が見られない。一方、12世紀半ば以降のカスティーリャ王国地域の都市法は、婿資の支払いを婚姻の成立後にまで延ばすことを認める傾向にある。延期の期限については、子供が生まれるまで、もしくは男性の死亡までとされていた。婚姻関係成立後に婿資

60 F. ext. Sepúlveda 35 y 55 (ps. 73 y 83). すでに述べたように、なかでもセブルベダ都市法は、同意権者を亡親の親族の中でも、婚姻当事者である女性が死亡した場合に相続人となれる者に限定している。

61 なお、アストゥリアス地域の都市法に見られる「親族」に関して、ディラードは女性の両親と見なし、ルイス・デ・ラ・ベレーニャは親権であれ父権であれ女性に対して何らかの権利を行使する者であろうと指摘し、見解の一致は見られない。Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 62 y Ruiz de la Peña, J. I.; “La condición...”, p. 62.

62 F. Toledo (1118): Muñoz y Romero, T.; *Colección de fueros...*, p. 366. F. Toledo 30 (1166), F. Córdoba, F. Cartagena, F. Carmona 17 y F. Lorca citados por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 60.

の贈与を認めるという事実は、婿資の授受が必ずしも婚姻成立の要件ではなくなったことを示している。

- ・『俗西ゴート法典』では婿資は女性婚約者の所有と規定されていた⁶³のに対し、ほとんどの都市法が婿資の返還を規定している。そして、『フエロ・フスゴ』は接吻が行われている場合女性が婿資の半分を受け取ると、『フエロ・レアル』は肉体関係があった場合婿資を全額受け取ると規定している。男性婚約者の死亡に際する婿資の返却の問題は、実質的な婚姻成立期に関する理解と密接に関わっており、接吻や肉体関係が婚姻の成立を意味すると考えられる。
- ・初婚女性と再婚寡婦に都市民と属村民の区別を組み合わせ、女性を4つのカテゴリーに分類して婿資額を定める規定は、都市=属村関係を有する都市自治体の都市法に共通して見られる。
- ・中央山系以南のレオン王国地域のコリア都市法には婿資の上限に関する規定が見られないが、同じ法家族に属するカセレスとウサグレ都市法は、入植者の特権の一つとして婿資額設定の自由を認めている⁶⁴。また、コリア都市法の法家族との共通点の多いアルカラ都市法にも婿資の上限に関する規定が見られない。
- ・婿資額の上限設定が婚姻に際する奢侈の規制を目的としたものとは考えがたい。なぜなら、婿資の上限額を初めて定めたモリーナ都市法でさえ、婿資以外に「ぶどう酒40メンスラ、豚1頭、羊7頭および小麦5カイース」を男性に副次的贈与として求めており⁶⁵、トレドのモサラベ法の影響⁶⁶によると考えられるこの副次的贈与が当時としては簡素な婚礼を想像させるものではないからである。また、この副次的贈与がサラマンカやソリア都市法では内容が限定されるものの⁶⁷、サモラやコリア、カセレス、アルカラ都市法では内容の制限がなされていない⁶⁸。この事実は、婿資額の上限設定が婚姻に際する奢侈の制限を目的とする場合、その意図に矛盾するも

63 Forum Judicum 3-1-7. Dillard, H.; *La mujer en...*, ps. 67-68 y 70.

64 Martínez Gijón, J.; "El régimen económico...", p. 59.

65 F. Molina 25-3 (ps. 127-128). ただし、女性が初婚の場合に限る。

66 Bermejo Castriello, M. A.; *Parentesco...*, p. 195.

67 F. Salamanca 211 (p. 154). F. Soria 290 (p. 106)すでに述べたように、サラマンカ都市法は婿資には上限を設定しないものの、婿資以外に男性が負担する式の費用に30マラベディー、衣装代に20マラベディーと上限額を規定する。一方、ソリア都市法は、婚約式や結婚式の衣装用として、金額ではなく毛織物2組と定める。

68 F. Cáceres 70 citado por Dillard, H.; *La mujer en...*, p. 62. F. Usagre 69 (p. 26). F. Zamora 32 (p. 30). F. Alcalá 75 (p. 289).

のである。また実際に婿資額自体も13世紀中ごろフェルナンド3世がドゥエロ川以南のカスティーリャ王国地域の諸都市に付与した特権の中で、初婚女性であれば60マラベディー、再婚寡婦であれば40マラベディーと上限が上がっていることが確認されている⁶⁹。

3-3 婚約解消

- ・婚約解消に言及する都市法は、12世紀末以降に成立したクエンカ都市法の法家族とカセレス、ウサグレ、ソリア都市法に限定される。その理由として、婚約者の死亡と不当な婚約破棄が全者に共通して確認される。ソリア都市法のみが女性婚約者の不貞行為にも言及している。『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』、『フエロ・レアル』に見られた解消事由である男女双方による合意と修道請願は都市法の規定には確認できないが、実際には機能していたと思われる。
- ・婚約破棄は、贖罪金が一般に100マラベディーと高額であることから、重罪と認識されていたことが判る。さらに、肉体関係の有無が加重事由となっており、ある場合には「敵」宣言のうえ追放刑に処せられるとされた⁷⁰。
- ・婚約破棄が厳罰の対象となっていた事実は、婚約後の一定期間内に婚礼を挙行することが当然の義務と考えられていたと判断できる。これは、『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』、『フエロ・レアル』にも共通している。

4. まとめにかえて

これまで、11-13世紀のカスティーリャ・レオン王国内で有効であった都市法の婚姻規定を確認すると同時に、『俗西ゴート法典』、『フエロ・フスゴ』、『フエロ・レアル』の婚姻規定との比較をとおして、その特徴や異同を同意、婚姻贈与、婚約解消に焦点をあてて考察してきた。前章で述べた婚姻規定の大きな特徴は、レオン王国地域の都市法には婚姻規定が少なく、カスティーリャ王国地域の都市法には目立って多いことである。これは、レオン王国地域の都市法の婚姻規定が西ゴート法の伝統（『西ゴート統一法典』や『俗西ゴート法典』）によって補完されていたからであり、一方の西ゴート法の伝

69 Privilegio de Fernando III dado a Cuenca (1242), Uceda (1250), Segovia (1250), Guadalajara (1251) y Catalañazor (1250) citado por Bermejo Castriello, M. A.; *Parentesco*..., p. 189.

70 ソリタ都市法は、肉体関係がない場合には贖罪金25マラベディーの支払いに、ある場合は贖罪金100マラベディーの支払いだけでなく「敵」宣言・追放刑に処した。

統が希薄であったカスティーリャ王国地域の都市法の婚姻規定については、それまで大半が不文法であった婚姻に関する法規範が拡大都市法の編纂に際して成文化されたという経緯によると考えられる。

当時の都市法の婚姻規定のなかの他の重要な点として、本稿で取り上げたもの以外に、一夫一婦制や族外婚の問題が挙げられるが、これらの観点はカトリック教会の結婚に関する教義や見解と深く関わっており、紙数の関係上本稿では言及を控えた。この点について詳細を別稿で扱う予定である。

【参考文献】

- Arauz Mercado, Diana; *La protección jurídica de la mujer en la Castilla y León (siglos XII-XIV)*, Junta de Castilla y León, 2007.
- Ayuntamiento de Madrid (ed.); *El Fuero de Madrid*, Madrid, 1963.
- Barrero García, Ana María y Alonso Martín, María Luz; *Textos de derecho local español en la Edad Media. Catálogo de fueros y costums municipales*, Madrid, 1989.
- Bermejo Castrillo, Manuel Ángel; *Parentesco, matrimonio, propiedad y herencia en la Castilla Altomedieval*, Madrid, 1996.
- Castro, Américo y Onís, Federico de (eds. y estudios); *Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes, I*, Madrid, 1916.
- Dillard, Heath; *La mujer en la Reconquista* (Trad. Concepción Fernández), Madrid, 1993. (original: *Daughters of the Reconquest*, Cambridge University, 1984.)
- Gacto Fernández, María Trinidad; *Estructura de la población de la Extremadura Leonesa en los siglos XII y XIII (Estudio de los grupos socio-jurídico, a través de los fueros de Salamanca, Ledesma, Alba de Tormes y Zamora)*, Salamanca, 1977.
- García Gallo, Alfonso; “Aportación al estudio de los fueros”, *Anuario de Historia del Derecho Español* (以下A. H. D. E.) 26, 1956.
- García Ulecia, Alberto; *Los factores de diferenciación entre las personas en los fueros de la extremadura castellano-aragonesa*, Sevilla, 1975.
- Gibert, Rafael; “Estudio histórico-jurídico”, *Los Fueros de Sepúlveda*, Segovia, 1953.

- Majada Neila, Jesús; *Fuero de Plasencia. Introducción-Transcripción-Vocabulario*, Salamanca, 1986.
- Martínez Díez, Gonzalo (ed. y análisis crítico); *Leyes de Alfonso X*, II, *Fuero Real*, Ávila, 1988.
- Martínez Gijón, José; “El régimen económico del matrimonio y el proceso de redacción de los textos de la familia del Fuero de Cuenca”, *A. H. D. E.* 29, 1959, ps. 45-151.
- Montanos Ferrín, Emma; *La familia en la Alta Edad Media Española*, Pamplona, 1980.
- Muñoz y Romero, Tomás (coor.); *Colección de fueros municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra*, I, Madrid, 1847.
- Real Academia Española; *Fuero Juzgo o Libro de los Jueces*, Madrid, 1815, (Edición Facsímil, Valladolid, 1980).
- Roudil, Jean; *El Fuero de Baeza Edición, Estudio y Vocabulario*, La Haya, 1962.
- Ruiz de la Peña, Juan Ignacio; “La condición de la mujer a través de los ordenamientos jurídicos de la Asturias medieval (siglo XII al XIV)”, *Las mujeres en las ciudades medievales. Actas de las terceras jornadas de investigación interdisciplinaria*, Madrid, 1984, ps. 59 - 74.
- Sáez, Emilio (ed.) y Maldonado y Fernández del Torco, J. (estudio histórico-jurídico); *El Fuero de Coria*, Madrid, 1949.
- Sánchez, Galo (ed. y estudio); *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, Madrid, 1919.
- Sancho Izquierdo, Miguel (ed.); *El Fuero de Molina de Aragón*, Madrid, 1916.
- Scott, Samuel Persons (ed.); *The Visigothic Code : (Forum Judicum)*, Boston, 1910.
- Tomás y Valiente, Francisco; *Manual de Historia del Derecho Español*, Madrid, 4ª ed., 2007.
- Ureña Smenjaud, Rafael y Bonilla San Martín, Adolfo; *El Fuero de Usagre (siglo XIII)*, anotado con las variantes de Cáceres, Madrid, 1907.
- Valdeón Baroque, Julio; *La España Medieval*, Madrid, 2003.
- Valmaña Vicente, Alfredo (introd., trad. y notas); *El Fuero de Cuenca* (2ª ed.), Tarancón, 1978.

- 大内 一;「帝国の基盤カスティーリャ王国の苦悩」,『もうひとつのスペイン史 中近世の国家と社会』(大内一, 染田秀藤, 立石博高共著), 同朋舎出版, 1994, ps. 1-69.
- 一;「中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値」,大阪外国語大学スペイン・イパノアメリカ研究室, *Estudios Hispánicos* 21, 1996, ps. 7-96.
- 一;「クエンカ都市法の結婚規定に関する一考察」, *Estudios Hispánicos* 26, 2001, ps. 133 - 157.
- ガルシア＝ガリョ, アルフォンソ;「スペイン法制史序説(上)・(下)」(塙浩訳),『神戸法学雑誌』37巻2-3号, 1987. (原著: *Manual de historia del derecho español*, I, *El origen y la revolución del derecho*, Madrid, 1977.)
- 芝 紘子;『スペインの社会・家族・心性—中世盛期に源をもとめて—』, ミネルヴァ書房, 2001.
- 山田信彦;『スペイン法の歴史』, 溪流社, 1992.